

国庫が支弁する旅費の支給対象となる旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令

平成18年12月1日

本部訓令第29号

【沿革】 平成19年3月本部訓令第10号 平成25年3月本部訓令第7号

国庫が支弁する旅費の支給対象となる旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令を次のように定める。

国庫が支弁する旅費の支給対象となる旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条第2項及び第4項に規定する旅行命令等の権限の再委任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令の権限の再委任)

第2条 本部長は、府令第4条第2項により、旅行命令の権限を別表に定める旅行命令権者に再委任する。

(本部長の職務の代理)

第3条 本部長は、事故のため府令第4条第1項の規定により委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、総務部長にその職務を代理させるものとする。

(旅行命令権者の職務の代理)

第4条 第2条により委任を受けた旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合には、別表に定める職務の代理者に代理させるものとする。

(旅行命令権者の代理開始等の報告)

第5条 職務の代理者は、旅行命令権者の職務の代理を開始し、又は終止したときは、総務部会計課長を経由して本部長に旅行命令権者の代理開始（終止）報告書（別記様式）を提出するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

以下、別表等省略